

個人情報保護委員会（第 362 回）議事概要

- 1 日 時：令和 8 年 7 月 8 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、穴戸委員、新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、津村審議官、戸梶総務課長、
日置参事官、在津参事官、片岡参事官、安蒜参事官

4 議事の概要

（１）議題 1：第 65 回アジア太平洋プライバシー機関（ＡＰＰＡ）フォーラム結果報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

清水委員から「この度、初めてアジア太平洋プライバシー機関（ＡＰＰＡ）フォーラムに参加し、大変貴重な経験を得ることができた。会議では、国際的な枠組みの中で、共通の課題認識の下、活発な意見交換が行われていることを肌で感じた。

各国・地域の最新状況報告セッションでは、日本の個人情報保護法の改正案につき、データの利活用需要が高まっている一方、個人情報の違法な取扱いによるリスクは増大しているという背景や、改正案の内容として、個人の権利利益保護の強化、適正なデータ利活用の推進、こどもや顔特徴データ等へのリスクに対応した規律の導入といったポイントについて説明した。

また、今回のフォーラムでは、個別のテーマ、特にＡＩにフォーカスした報告や議論が行われたことに深く印象付けられた。各国がＡＩ開発に注力する中、議長国シンガポールからは、いち早くエージェント型ＡＩがもたらす課題がメンバーに共有され、このような新興ＡＩ技術の進展を支援しつつも、プライバシー及びデータ保護上のリスクに対応するために、各企業の組織的安全管理措置、規制当局によるタイムリーなガイダンスの公表、様々な知見や経験の交換といった国際協力がますます重要になるという認識を共有することができた。

日本では、この度の法改正でＡＩ開発を含む統計特例を導入しようとしているが、今後、ＡＩの開発や利用から起こる様々なデータ保護上の課題が顕在化することも想定される。したがって、当委員会としても、ＡＩに関係する他の政府機関と連携し、これらの課題に適切に対処していく必要があると感じた。他国からも注目されている法改正であり、下位法令で定められる予定の具体的な制度についても、今後しかるべき時期に紹介していきたいと考えている。

本会合では、対面で参加した全ての国・地域代表団のヘッドと直に言葉を交わすことができた。こういった海外の同僚と積極的にコミュニケーション

を図り、率直な意見交換を積み重ねることは、国際的な関係を強化していく上で非常に重要であると改めて認識している。今後も、他国・地域との信頼関係の構築と、継続的な連携の促進に努めていきたい」旨の発言があった。

中湊専門委員から「私は10回目のAPPAフォーラムへの参加となった。今回のフォーラムでは、アジア太平洋地域における執行協力をテーマとするパネルセッションに登壇した。このパネルセッションでは、各国・地域の多様な執行手段及び国際執行協力の観点から議論が行われ、私からは、日本の個人情報保護法改正案について、課徴金制度の導入、AI開発等の統計情報作成に限定した本人同意を不要とする個人データ等の第三者提供等における特例制度、最近のMOC締結事例について紹介した。

具体的には、課徴金制度は、悪質な違反行為を実効的に抑止しつつ、経済活動におけるデータ活用を委縮させないように、限定的かつ慎重な対応という観点を踏まえた導入であること、特例制度については、複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていることを踏まえつつ、適法で安全なデータ利用の確保を担保するための適用条件を設けることで、個人情報保護も担保するものであることを説明した。

パネルセッションは、モデレーターがシンガポール、ほかのパネリストはカナダ、ニュージーランド、韓国であったが、登壇した各国の間では、法執行に関する課題への対応についての考え方に違いがあり、例えば、課徴金制度を有しない国がある一方で、大規模な課徴金制度を導入している国もあった。こうした各国の制度や考え方を聴取するとともに、日本の制度について発信することができ、大変有意義な機会となった。

引き続き、当委員会が進める取組を積極的に発信し、その重要性について広く理解を促進することで、同フォーラムにおける日本のプレゼンス向上に一層貢献していきたい」旨の発言があった。

以上